

## 排気筒及び給排気部の材料の規格の要件並びに給排気部の指定する部分

制定：平成九年二月二十八日 通商産業省告示第九十一号

施行：平成九年六月一日

改正：平成二十九年三月三十一日 経済産業省告示第七十七号

施行：平成二十九年四月一日

改正：令和元年七月一日 経済産業省告示第四十六号

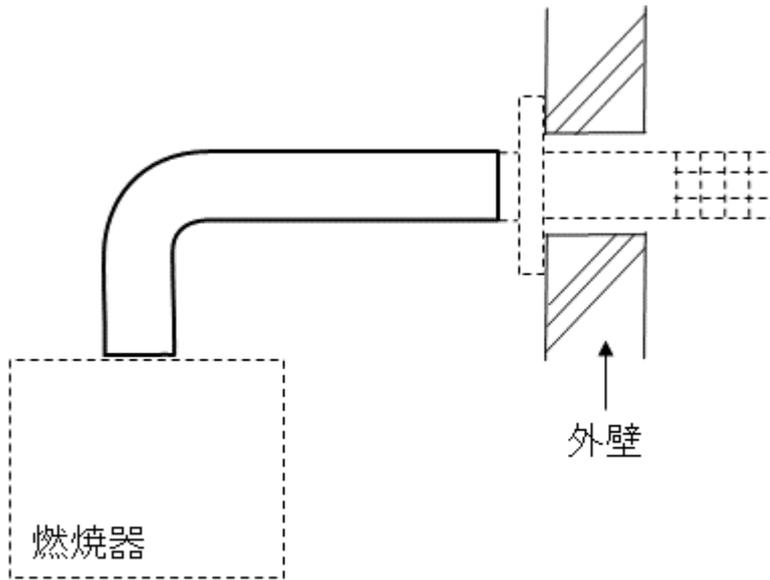
施行：令和元年七月一日

第一条 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二百二条第二号イ(1)の規定による排気筒の材料の規格及び同条第六号ロの規定による給排気部の材料の規格は、次のとおりとする。

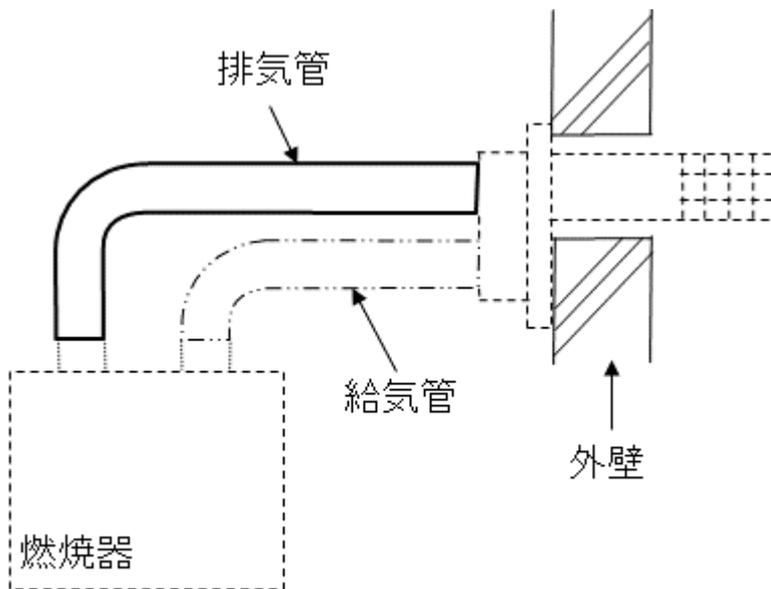
一 排気筒又は給排気部（排気に係るものであつて次条で指定する部分に限る。）の材料 日本産業規格 J I S G 四三〇四（二〇〇五）「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」若しくは日本産業規格 J I S G 四三〇五（二〇〇五）「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」（分類がオーステナイト系、フェライト系であつて、ニッケル及びクロムの含有量の合計が二十六パーセント以上のもの又はオーステナイト・フェライト系のものに限る。）又は日本産業規格 J I S H 四六〇〇（二〇一二）「チタン板及び条」

二 排気筒又は給排気部を建物の壁、天井その他の構築物に屋外で固定する用具の材料 日本産業規格 J I S G 四三〇四（二〇〇五）「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」若しくは日本産業規格 J I S G 四三〇五（二〇〇五）「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」（分類がオーステナイト系、フェライト系であつて、ニッケル及びクロムの含有量の合計が二十六パーセント以上のもの又はオーステナイト・フェライト系のものに限る。）又は日本産業規格 J I S H 四六〇〇（二〇一二）「チタン板及び条」

第二条 ガス事業法施行規則第二百二条第六号ロの規定による給排気部の指定する部分は、次の図に実線で示すところとする。



(二重管方式の場合)



(二本管方式の場合)

(備考) 点線は、液化石油ガス器具等の検定等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）及びガス用品の検定等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）で規定されている部分